

令和7年1月31日

## 修正対象物品の令和6年度における輸入数量

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の8第4項の規定に基づき、令和6年度の初日等から令和6年12月31日までの修正対象物品の各輸入数量を下記のとおり公表する。

### 記

#### 1. 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(日豪EPA)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
1	生鮮等牛肉	オーストラリア	145,000 トン	73,167 トン	71,833 トン
2	冷凍牛肉	オーストラリア	210,000 トン	124,712 トン	85,288 トン

#### 2. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
4	豚肉(基準価格以上)	オーストラリア	578 トン	178 トン	400 トン
5	豚肉(基準価格以上)	カナダ	268,375 トン	187,086 トン	81,289 トン
6	豚肉(基準価格以上)	シンガポール	0 トン	0 トン	0 トン
7	豚肉(基準価格以上)	チリ	44,384 トン	32,566 トン	11,818 トン
8	豚肉(基準価格以上)	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
9	豚肉(基準価格以上)	ブルネイ	0 トン	0 トン	0 トン
10	豚肉(基準価格以上)	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
11	豚肉(基準価格以上)	ペルー	0 トン	0 トン	0 トン
12	豚肉(基準価格以上)	マレーシア	0 トン	0 トン	0 トン
13	豚肉(基準価格以上)	メキシコ	148,550 トン	84,031 トン	64,519 トン
15	豚肉調製品	オーストラリア	17 トン	8 トン	9 トン
16	豚肉調製品	カナダ	58 トン	47 トン	11 トン
17	豚肉調製品	シンガポール	0 トン	1 トン	超過済
18	豚肉調製品	チリ	0 トン	0 トン	0 トン
19	豚肉調製品	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
20	豚肉調製品	ブルネイ	0 トン	0 トン	0 トン
21	豚肉調製品	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
22	豚肉調製品	ペルー	0 トン	0 トン	0 トン
23	豚肉調製品	マレーシア	0 トン	0 トン	0 トン
24	豚肉調製品	メキシコ	0 トン	0 トン	0 トン

26	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	発効国全体	7,000 トン	76 トン	6,925 トン
27	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	発効国全体	6,167 トン	327 トン	5,840 トン
28	オレンジ	発効国全体	47,000 トン	3,469 トン	43,531 トン
29	SPF製材	カナダ	1,762,000 m³	453,879 m³	1,308,121 m³
30	パーティクルボード	ニュージーランド	71,600 m³	20,251 m³	51,349 m³
31	OSB等	カナダ	251,000 m³	72,883 m³	178,117 m³
32	熱帯産木材合板	マレーシア	1,169,400 m³	351,549 m³	817,851 m³
33	合板	ベトナム	258,000 m³	129,149 m³	128,851 m³
34	広葉樹合板	マレーシア	689,800 m³	83,450 m³	606,350 m³
35	針葉樹合板	カナダ	7,600 m³	264 m³	7,336 m³
36	針葉樹合板	チリ	19,000 m³	499 m³	18,501 m³
37	針葉樹合板	ニュージーランド	67,200 m³	1,462 m³	65,738 m³
38	豚肉(基準価格未満)	発効国全体	114,000 トン	671 トン	113,329 トン

### 3. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(日欧EPA)(牛肉以外)

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
40	豚肉(基準価格以上)	欧州連合	400,747 トン	221,102 トン	179,645 トン
41	豚肉調製品	欧州連合	3,836 トン	2,732 トン	1,104 トン
42	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	欧州連合	3,233 トン	4,301 トン	超過済
43	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	欧州連合	2,800 トン	673 トン	2,127 トン
44	オレンジ	欧州連合	2,000 トン	0 トン	2,000 トン
45	豚肉(基準価格未満)	欧州連合	79,800 トン	146 トン	79,654 トン

### 4. 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(日米貿易協定)(牛肉以外)

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
47	豚肉(基準価格以上)	アメリカ合衆国	289,014 トン	170,966 トン	118,048 トン
48	豚肉調製品	アメリカ合衆国	1,044 トン	602 トン	442 トン
49	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	アメリカ合衆国	7,000 トン	304 トン	6,696 トン
50	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	アメリカ合衆国	6,167 トン	399 トン	5,768 トン
51	オレンジ	アメリカ合衆国	44,650 トン	364 トン	44,286 トン
52	豚肉(基準価格未満)	アメリカ合衆国	114,000 トン	671 トン	113,329 トン

5. 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定  
(日英EPA)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
54	豚肉(基準価格以上)	英国	401,802 トン	222,144 トン	179,658 トン
55	豚肉調製品	英国	3,836 トン	2,732 トン	1,104 トン
56	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	英国	3,233 トン	4,301 トン	超過済
57	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	英国	2,800 トン	673 トン	2,127 トン
58	オレンジ	英国	2,000 トン	0 トン	2,000 トン
59	豚肉(基準価格未満)	英国	79,800 トン	146 トン	79,654 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)別表第1の項番号。
- ・1の項及び2の項の各輸入数量には、オーストラリアを原産地とするCPTPP適用牛肉の各輸入数量を含む(関税暫定措置法施行令第19条の3)。
- ・3の項、3の2の項、39の項、46の項及び53の項(牛肉)は、別途公表。
- ・49の項の輸入数量には26の項の輸入数量(英国を原産地とするものを除く。)、  
50の項の輸入数量には27の項の輸入数量(英国を原産地とするものを除く。)、  
52の項の輸入数量には38の項の輸入数量(英国を原産地とするものを除く。)、  
54の項の輸入数量には40の項の輸入数量、55の項の輸入数量には41の項の輸入数量、  
56の項の輸入数量には26の項の輸入数量(英国を原産地とするものに限る。)及び42の項の輸入数量、  
57の項の輸入数量には27の項の輸入数量(英国を原産地とするものに限る。)及び43の項の輸入数量、  
58の項の輸入数量には28の項の輸入数量(英国を原産地とするものに限る。)及び44の項の輸入数量、  
59の項の輸入数量には38の項の輸入数量(英国を原産地とするものに限る。)及び45の項の輸入数量を含む(関税暫定措置法施行令第19条の3)。

※ 28の項、44の項、51の項及び58の項(オレンジ)は、12月1日から毎月末までの修正対象物品の輸入数量を公表(関税暫定措置法施行令第19条の9)。